

第三百三十四号議案

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）」に改め、同項第二号中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第十四項第二号、第十五項、第二十二項第二号及び第二十三項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「一二、四〇〇円」を「一二、四四〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、三二〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、六七〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、五五〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、七九〇円」に改め、同表備考一中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 新条例第五条第二項第二号及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償（傷病補償年金、障害

補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項及び次項において同じ。）並びに令和二年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定に基づき支給された公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十九号）の施行に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備する必要がある。